

## ふくい桜マラソン2024テレビ等中継業務仕様書

## 1 業務名

ふくい桜マラソン2024テレビ等中継業務

## 2 目的

ふくい桜マラソン2024の開催日における県民の盛り上がりの創出、交通規制広報を目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

## 4 業務内容

ふくい桜マラソン実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）と協議のうえ、次のとおり実施すること。

## (1) 生中継番組の制作

ふくい桜マラソン2024の開催日における生中継番組を制作すること。

## ア) 基本方針

- ・大会の祝祭感が伝わる内容とすること。
- ・ランナー、ボランティア、応援者等の高揚感が伝わる内容とすること。
- ・当日の交通規制状況が伝わる内容とすること。

## イ) 中継場所等

- ・スタート地点（福井駅前・大名町交差点）を必須とする。
- ・フィニッシュ地点（片町交差点付近）を必須とする。
- ・先頭ランナーや応援ステージなど、効果的な中継場所を提案すること。

## ウ) 制作範囲

番組の企画、出演者との出演交渉、台本作成、VTR作成、撮影・収録および編集のほか、放送スタジオ等の確保・設営、関係者・関係施設との折衝等、制作に要する一切の業務並びに制作スケジュールの管理を行うこと。

## (2) 生中継番組の放送

上記(1)で制作する番組について、次のとおり放送すること。

## ア) 放送日

令和6年3月31日（日）

## イ) 放送方法・放送時間帯

①地上波テレビ：福井県全域で視聴できるように放送すること。なお、放送時間帯については、マラソン（42.195 km）のスタート時間（第1ウエーブ 8:30、第2ウエーブ 8:40）を必ず含めるものとする。

②YouTube：ライブ配信により、全ランナーのフィニッシュ映像（10:40～15:30頃）等を放送すること。また、後日のアーカイブ視聴ができること。

ウ) 番組予告

多くの県民等に視聴してもらうため、番組放送に関する予告やSNS等各種媒体を活用した事前の情報発信を行うこと。

エ) 番組の形式等

地上波テレビ番組中にCMを放送することを妨げないが、その内容についてあらかじめ事務局と協議を行うこと。

**(3) 権利関係の取り扱い**

- ・本業務により制作された映像およびその制作過程で生じた未編集素材の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、受託者に帰属する。ただし、事務局は、大会のPR目的のために、本業務により制作された映像の全部又は一部を使用することができるものとする。
- ・本業務の実施にあたって使用する素材等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者において実施すること。
- ・成果品について、第三者の著作権、肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者において一切の責任を負うこととし、第三者からの異議申し立て、紛争が提起された場合には、全て受託者の費用負担で対応するものとする。受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合もまた同様とする。

**(4) その他**

ア) 積極的な提案等

業務を円滑かつ確実に実施できるよう積極的な提案を行い、事務局と協働して制作を進めること。

イ) 独自提案

番組の魅力向上のための独自提案を行うこと。その場合、追加費用の有無についても明示すること。

**5 業務実施上の条件**

**(1) 実施場所の詳細な把握**

安心・安全な業務実施のため、現地確認を綿密に行い、マラソンコース、対象会場、周辺環境等を十分把握すること。

**(2) 業務実施計画書の提出**

受託者は、契約締結後速やかに事務局と打合せを行い、業務実施計画書を提出すること。なお、業務実施計画書には以下の事項を記載するものとする。

- ①業務工程
- ②業務体制（組織図、人員配置図、名簿等）
- ③連絡責任者

**(3) 本業務に従事する者の要件**

前項に関し、本業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）に対する要件は以下のとおりとする。

- ①本業務を円滑に遂行することができる能力を有する人員を適切に配置すること。
- ②配置する業務従事者は、指揮監督する総括責任者1名、業務責任者1名以上、担当者1名以上とする。
- ③業務委託期間中の業務打合せ回数は月1回以上とし、初回および成果品納品時の打合せには総括責任者が同席するものとする。

## 6 成果品の提出

### (1) 成果品

- ・業務完了報告書（様式任意）  
※業務の実施状況が分かる内容とすること
- ・制作した番組データ（視聴可能な形式(MP4 など)）
- ・その他事務局が指定する資料  
※電子データの作成には、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint を原則とすること。  
※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと。

### (2) 納入先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号  
ふくい桜マラソン実行委員会事務局  
(福井県交流文化部文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課内)

## 7 その他

- ・本業務の実施において、事務局担当者と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- ・本業務の履行に必要な一切の経費（旅費、資料作成費等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- ・本業務に係る物品等の調達については、地域活性化の観点を考慮すること。
- ・処理が困難な事案が生じた場合には、速やかに事務局担当者に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、事務局と協議のうえ、その指示に従うものとする。